

無料低額宿泊所に関する 事業者向け説明会 (説明予定資料)

令和2年(2020年)3月



札幌市保健福祉局総務部
保護自立支援課

説明の内容

I 法制化の経緯

II 事業範囲

事業範囲の要件を全て満たす場合

III 届出の手順

IV 主な基準の内容

V 届出後の対応

VI 日常生活支援住居施設

VII 連絡事項

I 法制化の経緯



無料低額宿泊所の定義

社会福祉法第2条第3項第8号

「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設

I 法制化の経緯



設備及び運営に係る法令上の定め無し

→一部の事業者による「貧困ビジネス」の指摘

社会福祉法の改正（令和2年4月1日施行）

→厚生労働省令で定める基準を踏まえ、
設備及び運営に関する基準を条例で制定

札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年4月1日施行）

I 法制化の経緯



札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年4月1日施行）

事業範囲が明確になった（第3条）



社会福祉各法に法的位置付けのない施設が事業範囲の要件を満たす場合は無料低額宿泊所の届出が必要となり、法令や基準等に沿った運営が求められる。

II 事業範囲



社会福祉法第68条の2第2項

「国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。」

II 事業範囲



次の①～④の要件を全て満たす場合は届出が必要

- ① 入居定員が5人以上
- ② 他の法令により必要な規制が行われていないこと
 - ※ 住宅セーフティネット制度の登録住宅において、金銭を受領してサービスを提供している場合は、他の法令の規制が及ばないため、届出の対象となる。
- ③ 居室使用料(家賃)が無料又は生活保護の住宅扶助基準額以下

II 事業範囲



④ 次のア～ウのいずれかの事項に該当していること

ア 入居の対象を生計困難者に限定している場合(生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合も含む)

※ ただし、生計困難者に限らず一般の方も入居可能な場合はアに該当しない。

II 事業範囲



④ 次のア～ウのいずれかの事項に該当していること

イ 主な入居者が生計困難者（生活保護を受給している方が概ね5割以上）であり、入居に係る契約が賃貸借契約以外の契約の場合

ウ 主な入居者が生計困難者（生活保護を受給している方が概ね5割以上）であり、居室使用料・共益費以外の料金を受領してサービスを提供している場合

※ ウに該当するかどうかは、定期的に継続してサービスが提供されることを前提にして契約が行われているか、入居者が本人の意思でその都度物品等の購入等を行っているか等により判断する。

II 事業範囲



次の①～④の要件を全て満たす場合は届出が必要

① 入居定員が5人以上

② 他の法令により必要な規制が行われていないこと

③ 居室使用料（家賃）が無料又は生活保護の住宅扶助基準額以下

④ 前述のア～ウのいずれかの事項に該当していること

Ⅲ 届出の手順



次の1から3の手順で行うこと

- 1 札幌市(保護自立支援課)との事前協議
(事前協議書一式の提出)
- 2 福祉事務所(各区の保護課)及び近隣住民等への説明
- 3 札幌市(保護自立支援課)への開始届一式の提出
→無料低額宿泊所として位置付け

Ⅲ 届出の手順

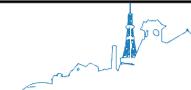


1 札幌市(保護自立支援課)との事前協議

- ・保護自立支援課に事前に予約が必要
- ・事前協議書・関係書類を併せて提出
※【推奨】施設専用のEメールの整備
(国からの緊急時の通知等の受信等に活用)
- ・書類の記載内容や運営状況等を説明

事前協議による確認の結果、他の法令の規制の対象となる施設に該当すると保護自立支援課が判断した場合は、適切な届出先を紹介する

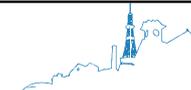
Ⅲ 届出の手順



2 福祉事務所（各区の保護課）及び近隣住民等への説明

- ・入居者の処遇や事業運営等について説明
- ・説明の実施状況は開始届の提出時に申告

Ⅲ 届出の手順



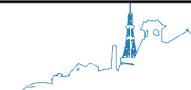
3 札幌市（保護自立支援課）への開始届一式の提出

- ・保護自立支援課に事前に予約が必要
- ・開始届・関係書類を併せて提出
- ・運営準備の進捗状況等を説明

※関係書類の準備が間に合わない場合は開始届の提出時に相談すること

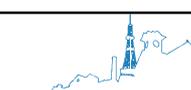
※無料低額宿泊所として入居者の募集を開始するのは開始届の提出後とすること

IV 主な基準の内容



- 1 基本方針
- 2 設備
- 3 職員
- 4 運営(入居者関係)
- 5 運営(施設関係)
- 6 サテライト型住居

IV 主な基準の内容



1 基本方針(第4条)

- ・基本的に一時的な居住の場であること
- ・地域との結び付きを重視すること
- ・福祉事務所(各区の保護課)や近隣住民等との連携に努めること
- ・暴力団の支配を受けてはならず、暴力団の排除を行わなければならないこと

IV 主な基準の内容



2 設備（第13条）

- ・建築基準法及び消防法の遵守
- ・居室は原則として個室
- ・1室の床面積は7.43m²（4畳半）以上

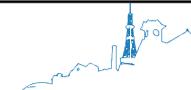
IV 主な基準の内容



3 職員（第7条・第14条）

- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は不可
- ・施設には必ず施設長を1人配置
- ・施設長の資格要件（以下①～③のいずれか）
 - ① 社会福祉法第19条第1号に該当する者
 - ② 社会福祉事業等に2年以上従事した者
 - ③ これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

IV 主な基準の内容



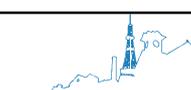
② 社会福祉事業等に2年以上従事した者

【下記のいずれかに該当する者】

- ・社会福祉法に規定する社会福祉事業において業務に従事した者
- ・生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事した者
- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅において業務に従事した者

※ただし、清掃や調理業務に従事していた期間は含まない

IV 主な基準の内容



③ これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

厚生労働大臣が指定する
施設長資格認定講習会の
課程を修了した者

IV 主な基準の内容



施設長が資格要件を満たしていない場合は

開始届を提出した上で、

- ・速やかに厚生労働大臣が指定する施設長資格認定講習会を受講すること(この場合、具体的な受講計画を提出すること)
- ・資格要件を満たす者を施設長とすること等の資格要件を満たすための措置を講ずること

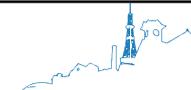
IV 主な基準の内容



4 運営（入居者関係）

- ① 入居申込者に対する説明等
- ② 入退居時の支援及び連携
- ③ 利用料の受領
- ④ 非常災害対策
- ⑤ 入浴及び状況把握
- ⑥ 金銭管理
- ⑦ 苦情への対応
- ⑧ 事故発生時の対応

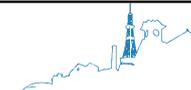
IV 主な基準の内容



4① 入居申込者に対する説明等（第15条）

- ・居室の利用とそれ以外のサービスについて重要事項説明書により説明し、それぞれ契約書により契約を締結
- ・契約期間1年以内
- ・契約更新前に福祉事務所（各区の保護課）との協議
- ・保証人を立てさせることは不可

IV 主な基準の内容



4② 入退居時の支援及び連携（第16条）

- ・入居の際に入居予定者の心身の状況等の把握に努めること
- ・転居時の支援を行うこと
- ・福祉事務所（各区の保護課）や転居先の社会福祉施設等と密接な連携を図ること

IV 主な基準の内容



4③ 利用料の受領（第17条）

- ・居室使用料は、施設の整備・修繕・改修費、維持管理費、保険料、家賃地代等の金額を基礎として算定
※食事の提供に要する費用を、居室使用料や共益費に含めることは認められない。
- ・入居や契約更新時の一時金は受領しないこと

IV 主な基準の内容



一時金を受領しないこととする理由

- ・生計困難者の入居が困難になる
 - ・曖昧な名目での料金の受領を防止
 - ・維持管理費等は居室使用料の中で算定できること
- 生計困難者に不利益が生じないようにすることが目的

IV 主な基準の内容



4④ 非常災害対策（第9条）

- ・消防法の規定に基づく消防用設備等が必要（設置義務がなくても設備の整備に努めること）
- ・非常災害に対する具体的計画が必要
※消防法施行令に規定する消防計画を具体的計画とみなして差し支えない
- ・少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練等が必要

IV 主な基準の内容



4⑤ 入浴及び状況把握（第20条・第21条）

- ・適切な時間帯及び入浴時間で、1日に1回入浴の機会を提供すること
- ・原則として1日に1回以上、家庭訪問等により状況把握すること
- ・臨時の連絡には適宜応じることができるように支援体制を講じること

IV 主な基準の内容



4⑥ 金銭管理（第27条）

- ・原則として入居者本人が行うこと
 - ・日常生活を営むために必要な金額に限ること
 - ・金銭管理規程を定めた上で、契約書による契約の締結が必要
 - ・職員2人以上での確認体制、帳簿の整備、入居者に対する定期的な入出金の状況報告、福祉事務所（各区の保護課）に対する契約締結の報告が必要
- 条例に沿った厳重な管理が必要

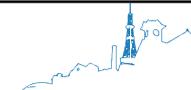
IV 主な基準の内容



4⑦ 苦情への対応（第31条）

- ・苦情の受付窓口や対応手順等について重要事項説明書に記載するなど明確に定めること
- ・苦情の内容等を記録すること

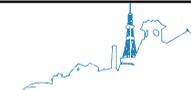
IV 主な基準の内容



4⑧ 事故発生時の対応（第32条）

- ・施設内で事故が発生した場合、家族や福祉事務所(各区の保護課)に連絡すること
- ・事故の状況及び処置について記録すること
- ・損害を賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償すること

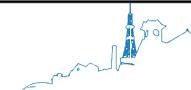
IV 主な基準の内容



5 運営（施設関係）

- ① 運営規程の作成
- ② 記録の整備（運営）
- ③ 記録の整備（入居者）
- ④ 記録の整備（会計処理）
- ⑤ 掲示及び公表
- ⑥ 秘密の保持

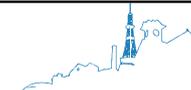
IV 主な基準の内容



5① 運営規程の作成（第8条）

- ・様式を参照し作成すること
- ・各費用の算定根拠を運営規程の中で示すこと

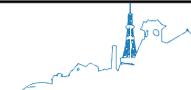
IV 主な基準の内容



5② 記録の整備（運営）（第10条）

- ・職員の勤務状況、給与等に関するもの
- ・施設運営に必要な諸規程
- ・事業計画及び事業実施状況に関するもの
- ・関係機関に対する報告書等の文書

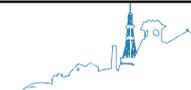
IV 主な基準の内容



5③ 記録の整備（入居者）（第10条）

- ・入居者名簿
- ・入居者台帳
- ・入居者毎のサービスの内容等
- ・入居者からの苦情の内容等
- ・事故の状況及び処置等

IV 主な基準の内容



5④ 記録の整備（会計処理）（第10条）

- ・収支予算及び収支決算に関する書類
- ・金銭の出納に関するもの
- ・債権債務に関するもの
- ・物品の受払に関するもの
- ・収入支出に関するもの

IV 主な基準の内容



5⑤ 掲示及び公表（第28条）

- 運営規程の概要、職員の勤務体制等を施設内に掲示
- 施設毎の貸借対照表及び損益計算書の公表
→ 札幌市（保護自立支援課）への定期報告

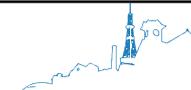
IV 主な基準の内容



5⑥ 秘密の保持（第29条）

- 職員は正当な理由がなく、業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない
- 職員でなくなった後も秘密を洩らさないように、必要な措置を講ずること

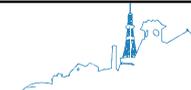
IV 主な基準の内容



6 サテライト型住居（第12条・第33条）

- ・小規模型の無料低額宿泊所
- ・入居定員が1人以上4人以下の無料低額宿泊所が、本体施設（入居定員5人以上10人以下の無料低額宿泊所）と一体的に運営される場合、サテライト型住居として位置付けられる
- ・第12条及び第33条の規定は令和4年4月1日から施行

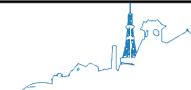
IV 主な基準の内容



基準の内容を満たしていない場合

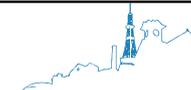
- ・施設によって、設備及び運営の状況が様々であることは理解している
- ・先ずは開始届の提出を優先すること
- ・その上で、状況を確認し、改善に向けて必要となる指導を丁寧に行う予定

V 届出後の対応



- 1 条例に沿った施設運営
- 2 札幌市(保護自立支援課)による指導検査
- 3 札幌市(保護自立支援課)への定期報告

V 届出後の対応



1 条例に沿った施設運営

- 計画的な設備及び運営の改善
(条例の基準を満たしていない場合)
- 消防法・建築基準法等の法令の遵守
- 福祉事務所(各区の保護課)との密接な連携
(契約更新時の協議、金銭管理時の報告等)

V 届出後の対応



2 札幌市（保護自立支援課）による指導検査

社会福祉法第70条

「都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を經營する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業經營の状況を調査させることができる。」

V 届出後の対応



2 札幌市（保護自立支援課）による指導検査

社会福祉法第71条

「都道府県知事は、(略)第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を經營する者の施設が、(略)第六十八条の五第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を經營する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。」

V 届出後の対応



2 札幌市（保護自立支援課）による指導検査

社会福祉法第72条第3項

「都道府県知事は、(略)第六十八条の二第一項若しくは第二項(略)の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。」

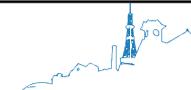
V 届出後の対応



2 札幌市（保護自立支援課）による指導検査

- ・社会福祉法第70条に基づく実地検査
(必要に応じて建築・消防等との合同実地調査を実施)
- ・社会福祉法第71条に基づく改善命令
- ・社会福祉法第72条第3項に基づく事業の制限又は停止命令

V 届出後の対応



2 札幌市（保護自立支援課）による指導検査

社会福祉法第131条（抜粋）

「次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」

「第七十二条第一項から第三項まで（略）に規定する制限若しくは停止の命令に違反した者（略）」

V 届出後の対応



3 札幌市（保護自立支援課）への定期報告

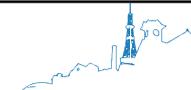
【毎年7月末日までに以下の書類を提出】

・前年度分の決算書

※施設毎の内訳が把握できない場合は、決算書のほか、施設毎の貸借対照表及び損益計算書を提出

・その他札幌市（保護自立支援課）が指定する書類

VI 日常生活支援住居施設

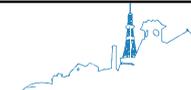


日常生活支援住居施設の定義

生活保護法第30条第1項ただし書

「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。」

VI 日常生活支援住居施設



1 支援の実施の流れ

2 厚生労働省令の概要

(パブリックコメント公表資料の概要)

VI 日常生活支援住居施設



1 支援の実施の流れ（次の①～③の順）

- ① 施設が札幌市（保護自立支援課）に認定申請
（→札幌市（保護自立支援課）による認定）
- ② 福祉事務所（各区の保護課）が施設に支援の委託
- ③ 福祉事務所（各区の保護課）が施設に委託事務費の支払い

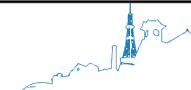
VI 日常生活支援住居施設



2 厚生労働省令の概要

- ① 主な認定要件
- ② 入所の対象者
- ③ 個別支援計画

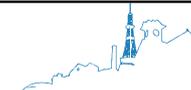
VI 日常生活支援住居施設



2① 主な認定要件

- ・札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の基準を満たしていること
- ・都道府県、市町村又は法人が経営しているものであること
- ・省令の基準に従って適正な事業の運営をすることができる施設と認められること

VI 日常生活支援住居施設



2② 入所の対象者

- ・福祉事務所(各区の保護課)が、その者の状況、社会資源、家族との関係性等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者

※日常生活支援住居施設は、福祉事務所(各区の保護課)から委託の依頼を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んではならない。

VI 日常生活支援住居施設



2③ 個別支援計画

- ・入所者の生活に対する意向、支援の方針、課題、支援の目標及び達成時期、留意事項等を記載した書面
- ・入所者それぞれの課題等に応じた個別支援計画を策定し、当該支援計画に基づいて必要な支援を行う
 - ・個別支援計画の策定に当たっては、入所者及び福祉事務所(各区の保護課)の同意を得るとともに、少なくとも6月に1回以上見直しする必要がある

VII 連絡事項



- ・届出書類等については令和2年3月26日から札幌市役所のホームページ(無料低額宿泊所について)で公開します
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、皆様の安全と感染拡大防止を最優先に考え、面談での個別相談は当面の間、必要最小限での実施とさせていただきますので、御了承ください